

電力・ガス取引監視等委員会

第65回料金制度専門会合

1. 日時：令和7年4月15日（火） 16：00～17：00
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、松村委員、村松委員、安念専門委員、大橋専門委員、川合専門委員、河野専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、華表専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第65回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、平瀬委員は御欠席、大屋敷委員は遅れて御参加予定でございます。

また、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されておりますので、議題について直接御質問いただくということでも構いません。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。

それでは、早速ですけれども議題に入らせていただきます。議題は1つで、労務費単価とか物価等のエスカレーション問題ですね、これをどのように統一して精緻化するかということであります。本議題に関しては、最初に送配電網協議会から御説明いただいて、続けて事務局から御説明いただいて、それで議論ということにさせていただきます。

それでは、まず送配電網協議会の高野様から御説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○高野オブザーバー 送配電網協議会の高野でございます。この4月に先任の佐渡の後任ということで仰せつかりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから資料3－1について御説明させていただきたいと思います

右肩1ページ御覧ください。第62回料金制度専門会合において、2023年度期中評価で確認された課題である労務費単価や物価上昇などのレベニューキャップ制度での取扱いに関して、弊社及び各事業者で算定方法の統一などを行った上で検討を進めることとされておりましたが、このたび、業界として算定方法を統一の上、2023年度における労務費単価や物価上昇の影響を再算定いたしましたので、算定結果及び具体的な算定方法について御報告させていただきます。

2ページ御覧ください。初めに算定結果の概要となります。第1規制期間では、消費者物価指数等の関連市況の変動見込みについては算入が認められておりませんでしたので、基準年度の市況等に基づき収入の見通しを算定したところです。

そのため、今回は収入の見通し算定時から2023年度までに発生した労務費・材料費の上昇を特定しまして、2023年度の労務費単価、物価上昇の影響額について再算定したところ、10社合計で1,507億円となりました。

右肩3ページ御覧ください。影響額1,507億円のうち、労務費の影響は947億円、材料費の影響は560億円となり、2023年度の費用・投資全体の実績に占める影響度は5.5%となっております。なお、今回の算定に際しましては、単価変動分を厳密に抽出すべく試行錯誤しながら取り組んでございますけれども、物品の需給逼迫、担い手不足などによる影響については、メーカーや工事会社の内部情報でありまして定量的に切り分けが困難であったということで、算定結果には、人件費や材料費に係る市況変動のほかにも、物品の需給逼迫、担い手不足などの様々な要素が含まれている可能性がございます。

下の表につきましては、査定区分ごとの内訳を参考情報として掲載しておりますし、4ページでは各社ごとの内訳もお示ししておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

6ページ御覧ください。ここからは、業界内で統一した労務費・材料費の上昇実績の特定方法についての御説明となります。まず人件費などのOPEX及び諸経費についてですが、各費目ごとに代表的な件名における労務費・材料費の割合を特定した上で、各費目の基準年度である2021年度と実際の契約時点の2023年度の単価差により労務費・材料費の上昇率を特定しました。そして当該費目の2023年度実績について、労務費・材料費の割合と上昇率を乗じて影響額を算定しております。

なお、契約数が膨大であることから代表的な件名に基づき算定を行ったものですから、

価格の上昇影響を把握するためには定型的かつ継続的な取引が適しておりますので、そのような観点から選定をさせていただきます。

次に、CAPEXの配電設備に関して説明いたします。右肩7ページ御覧ください。リード文のところに※で記載しておりますけれども、配電系統については多種多量の物品や工事等を取り扱うことから、それぞれについて上昇率を特定することは困難であったということもありまして、基準年度である2021年度単価と23年度の実績単価の差から労務費・材料費の上昇実績を特定しております。ただし23年度の実績単価につきましては、右下に記載したような効率化の影響であるとかその他要因による影響が含まれておりますので、それらを補正して労務費・材料費の上昇影響を算出しております。

続いて、CAPEXの基幹系統等について説明しますので、右肩8ページ御覧ください。基幹系統等につきましては、代表的な件名などにより主要品目ごとに工事費・物品費それぞれ基準年度と契約時点の取引価格を確認することで、労務費・材料費の上昇率を特定いたしました。その上で、スライド下部に赤字で記載していますとおり、各件名ごとにレベニューキャップ提出費用から投資量変動分、さらには効率化やその他要因による影響を考慮した上で、当該費用に上昇率を乗じて上昇額を算出しております。以上が算定方法の説明となります。

右肩9ページ御覧ください。冒頭でも申し上げましたが、物価変動分を厳密に抽出すべく試行錯誤しながら取り組んでおりますけれども、そもそも取引価格の内訳は取引先の内部情報でもありまして、取引に際して物資上昇額が内訳として示されているわけではないので、特定といっても推計にならざるを得ないというところです。そのようなこともありまして、リード文に記載のとおり、今回の労務費・材料費の上昇実績は取引単価の上昇率等を基に算定はしておりますけれども、この中には関連市況の変動による影響のほかにも、需給逼迫や担い手不足等による変動要素が含まれております。なお、各変動要素は相互に関連しておりますので、定量的な切り分けは難しいのが実態というふうになってございます。

続いて、右肩10ページ御覧ください。今回の算定に当たっての補足情報となりますけれども、2023年度実績5兆6,330億円のうち、控除収益・制御不能費用・事後検証費用の1兆8,000億円及び算定対象外とした費用5,585億円を除く3兆2,746億円を統一算定対象として検討しております。

さらに、ここから労務費単価・物価上昇の影響を受けるものの10社統一手法による算

定が困難な項目を除いた2兆8,950億円について、再算定を実施したのになります。

それぞれの内訳については、次の11ページに記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

12ページに飛んでいただいて、算定が困難なケースについて補足させていただきます。算定が困難なものとして2類型お示ししております。1つ目は、毎年継続しない取引となります。建物や系統給電工事、研究など、その年によって案件の内容と規模の変動が著しい支出では、同一の取引が継続されないため前年度の比較が難しいということで、単価上昇の把握が困難となっております。

2点目につきましては、零細な取引の集合体というのになります。郵便料金の改定であるとか鉄道運賃の値上がり、そういったものが反映される諸費や消耗品費をはじめ、主として諸経費において、一つ一つの取引は値上がりがあるものの、取引が無数にあるということで適切な単価の上昇を特定することが困難なものがございます。

続いて、エスカレーションが経営に与える影響について、13ページ御覧ください。冒頭申し上げましたとおり、レベニューキャップ上の想定経常利益には労務費単価・物価上昇影響は未考慮となっております。そのため、先行きの物資上昇を正確に見通すことは困難でございますけれども、足元の労務費・物価上昇等の市況が上昇傾向にある中、価格転嫁ができない状況であると利益が圧迫されることが継続しますし、足元では金利の上昇による影響もあるということもございまして、もちろん我々としても経営合理化の努力は続けてまいりますけれども、それだけではなかなか吸収できずに、第1規制期間の事業運営に影響を及ぼす可能性があるといったところでございます。

最後になりますけれども、14スライドを御覧ください。本日は、2023年度における労務費単価や物価上昇の影響について、業界で統一した手法により算定した影響額について御説明させていただきました。代表件名の選定基準など、一部深掘り検討の余地があるため、2024年度の期中評価の際に、これらの検討結果も踏まえた説明が行えるように取り組んでまいりたいと思っております。

レベニューキャップの詳細設計においては、消費者物価等の変動は極めて小幅であることを踏まえて、第1規制期間ではエスカレーションの原価算入は認めないと整理されたものの、初年度である2023年度においても既に影響が顕在化している状況でございます。今後もレベニューキャップの制度の目的であるレジリエンス強化、カーボンニュートラルの推進、効率化の実現に努めてまいりますけれども、物価変動影響については事業者の努

力では対応しがたいところもございますので、制度上の取扱いについて引き続き御検討のほどお願いしたいと考えてございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続けて事務局・黒田課長から、御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3-2を御覧ください。「期中評価における労務費単価や物価等の上昇の算定方法の統一化・精緻化の状況について」ということでございます。

2ページのところに、23年度の期中評価における指摘等の経緯が書いてございますけれども、先ほどの送配電網協議会のプレゼンとも重複いたしますので割愛をさせていただきます。

3ページでございますけれども、23年度の期中評価における影響額ということで、23年度の期中評価において各社から報告を受けていた物価上昇等の影響額については、全事業者合計で約1,104億円という数字でございましたけれども、この算定方法については、実績単価の上昇率を基にしているケースであったり、市況の上昇率を基にしているケース等々、各社各様の方法であったということでございました。

4ページ以降は、その23年度の期中評価における物価等上昇に関する資料を載せさせていただいています。こちら割愛をさせていただいて、13ページまで行っていただければと思います。

こちらが今回、一定の方法で送配電網協議会及び各社が試算をした結果ということで、先ほど報告があったとおり、1,507億円ということになってございます。

14ページを御覧いただいて、期中評価時点での影響額と再算定の影響額の差ということで、約403億円という水準になってございまして、各社の内訳が書いてございますが、この400億円増えている要因としては、下の※で、小さくて恐縮なのですが、OPEXだったりCAPEX、次世代投資費用等々で期中評価時点では算定に含んでいなかった項目を再算定時に算出に追加しているというような項目があるということに伴って、差額が出ているという状況でございます。

15ページでございますけれども、今回の物価上昇の影響額算定のイメージということで作成させていただいております。今回、送配電網協議会が行った試算の算定では、各査

定区分によって異なるものの、一例を基に図解をすると以下のとおりということでございまして、このケースでは、CAPEX投資の送電・ローカル系統・主要設備のケースということで、金額としては10社合計の物品費・工事費を記載させていただいております。

一番左のレベニューキャップ提出額の670億円という数字と、一番右の実績額495億円、こちらが実際の固まっている数字ということなのですが、その間の青の数字は今回の試算で出されたものということでございます。まず、この670億円、レベニューキャップ提出枠から投資量要因だったり効率化要因、その他単価要因といったところの補正の要因をこちらで補正をするということで、この場合は170億円のマイナスということをやっております。残った（e）の物価等上昇影響額の算定対象額というものに対して、今回試算で用いている設計単価の上昇率を掛け合わせたものが14億円ということで、この緑の部分が実際の実績額にも一定程度含まれているであろうというような試算をしているということでありまして、2つ目のポツに書いてあるとおり、2023年度の期中評価で確認をしたとおり、特に送電・変電設備の投資量については多くの事業者が計画未達であったということでございますが、この計画未達分については、青の（b）の投資量要因というところで考慮されているというのが状況でございます。

18ページまで飛んでいただきまして、今回の再算定を踏まえて事務局でも、各10社に対して個別に算定方法等のヒアリングを実施させていただいております。その結果、以下のような課題があると考えておりまして、今後さらなる検証や検討が必要と考えられるのではないかと考えてございます。

3点ございますので順に御説明いたしますけれども、まず1点目としては、物価等上昇の要因の検証ということでございまして、今回の試算は、個別の物価等上昇の影響額を積み上げたものではなく、算定対象額に代表的な件名等から特定をした労務費・材料費の割合ですとか単価の上昇率を掛け合わせる、乗ずることでマクロ的に算出をしたものということでございます。

送配電網協議会も指摘しているように、今回の試算における取引単価の上昇の要因としては、人件費・材料費等の関連市況の変動のほか、物品の需給逼迫影響による材料費の変動といった様々な要因が含まれていると考えられます。これに加えて今回の試算方法では、仮に事業者都合による調達方法の変更、例えば競争発注から特命発注への変更ですとか契約条件の変更、例えば工事時期や期間の変更等といったものに伴う取引単価の上昇があった場合、これは労務費・材料費の上昇として計算上含まれていると考えられるところ、こ

うした事業者都合による物価等の上昇が含まれていないのかといった点について検証が必要ではないかと考えております。

こういった点も踏まえて、より物価等上昇の実態を把握するために、今回のマクロ的な試算に加えて、事業者から代表的な個別の件名等の状況についても今後説明を求め、物価等上昇の要因について検証することとしてはどうかということでございます。

19ページに行っていただき、2点目は各社の設定数値の差異に対する考え方の整理ということでございます。今回の試算において、労務費・材料費の割合ですとか単価の上昇率については、一定の考え方に基づいて各社が個別に設定を行っているということでございますので、各社の設定数値にばらつきが生じている状況と理解をしております。

例えばございますけれども、労務費割合については各社が協力会社へのヒアリングですとか見積書等によって設定をしているという状況でございまして、例えばOPEXの委託費という費目については、送変配電の巡視点検ですとかシステム保守運用、竣工調査・定期調査といったものが含まれておりまして、同性質の作業を対象としているということであるのですけれども、各社の労務費割合については66～94%ということでばらつきが生じているということでございます。

また、CAPEX投資の算定等に用いている設計単価上昇率については、例えば、毎年市況を加味して単価を改定してきている事業者と、過去に据え置いてきた単価分も併せて単価改定を行った事業者というのもございまして、こういった事業者とでは設計単価の上昇率に大きな乖離が生じているということで、例えば送電／ローカル／電線（物品費）の設計単価上昇率というものについては－0.10～＋36.60%ということで、事業者ごとの乖離が大きくなっているということでございます。

こうした各社の設定数値の差異は、結果として各社の影響額にも乖離を生じさせるということも踏まえれば、試算の信頼性や客観性、各社の公平性も踏まえた算定手法について検討の余地があるのではないかとということでございます。

次、20ページは影響額算出における労務費割合についての例を挙げさせていただいておりまして、先ほど御説明したOPEXの委託というのは赤枠で囲っている部分なのですが、66～94%というばらつきがあるということでありまして、送配電網協議会によれば、各社の選定の件名、業務内容等の違いによって差が生じていると。例えば消耗品等の物品費比率の違いですとか委託先の労務費以外の経費の大きさ等により、割合に変動が発生しているといったような説明を受けているところでございます。

21ページの設計単価上昇率というものにつきましても、先ほど御説明したとおり、ローカル系統の電線物品費というところで見ると $-0.10 \sim +36.60\%$ ということで、各社のそれぞれの数字も載せておりますけれども、かなりのばらつきがあるということでございますので、こういった各社のばらつきについてどう考えていくかというのも整理が必要かと思っております。

最後、22ページでございますけれども、算定方法のさらなる統一化・精緻化ということでございまして、事務局が個別にヒアリングをさせていただいた中で、例えば以下の点に関する算定方法の詳細について十分な統一が図られていないということが判明をしております、24年度の期中評価に向けてさらなる統一化・精緻化を図っていくべきではないかということで、例でございますけれども、先ほど説明した補正要因（投資量要因・効率化要因・その他単価要因）の定義及び算定手法が十分統一できていない部分があると。例えば地盤調査の結果によって工事内容が異なるようなスペック変更分について、レベニューキャップ提出額から控除すべきところ、実際には控除していないような事業者があったというような事例もありますし、また設計単価の上昇率の算定に際して、上昇率算定の基礎となる工事件名のサンプルの設定方法が各社各様であるといった事案。

それから再算定におけるレベニューキャップ提出額において、事業者により考え方がそろっていない部分があり、未精算件名・部分竣工・後ろ倒し・前倒し・取下げ・新規等の件名を試算対象から除外しているケースもあれば、これらの件名を提出額や実績額に含みつつ投資量要因として補正するというようなケースもあったということで、こういった点については、24年期中評価に向けてさらなる統一化・精緻化を図っていくべきではないかということでございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、皆さんから御質問・御意見を伺いたいと思います。Teamsの通知機能で御発言の意思をこちらにお伝えいただければというふうに思います。いかがでございましょう、どなたかいらっしゃいますか。今回は、労務費とかあるいは単価の上昇、それについてどういうふうに精緻化するか、統一化するかという内容の試算であります。

華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 今回の内容は、資料3-1の1ページにあるように、これまでの期中評価

の中で物価上昇の影響が無視できないということが見えてきて、それをどう第2規制期間に反映していくのかという議論が今後見込まれる中で、まずは2023年度の影響はどのような影響があったのかということを理解するという位置づけだと理解しています。

今回の算出結果については理解しましたし、事務局がまとめてくださった資料3-2のほうの18ページから22ページの課題についても異論がありません。一方、今後制度的に物価上昇を考慮するということになったときには、今回と少し違うやり方になるのかなというふうに私は想像してまして、今回は資料3-1の6ページにあるとおり、労務費・材料費の単価上昇率を各社の実績を基に各社各様に求めているということだと理解していますが、実際にレベニューに反映するというところになった場合には、この上昇率については、各社の実績というよりもマクロな数字を使ったほうがいいのではないかと考えています。

実績を基に各社各様に求めるということになると、どうしても恣意性は排除しきれないと思いますし、途中、事務局からの説明にもありましたとおり、各社各様の考え方が入ってしまってどこまでが本当に物資上昇の影響で、どこまでが企業努力ですとか交渉力などの効果なのかということが分かりにくくなるというふうに思いますし、説明性という意味でもマクロの数字を使ったほうが、企業努力や交渉力などの効果を排除した客観的で純粋な物価上昇の効果がはかれるのではないかと考えています。

もちろん、ただCPIやPPIをそのまま使うのか、それとも労務費単価なども含めて幾つかの指標を組み合わせるとOTALの物価上昇効果を算出するのか、そしてどの費用に対して算出した物価上昇率を反映するのかなどの検討は必要になると思いますけれども、今後の議論に向けて思ったことを発言させていただきました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。どっちかというと挙手でいただければと思いますが、いかがでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 事務局の皆さん、送配電網協議会の皆さん、御説明ありがとうございました。

昨年というか、このところ物価上昇はどう影響しているのだろうかとても気になっていましたので、今回御説明いただきました物価変動の影響について整理いただいて、間違

いなく物価上昇の影響を受けているのだということは確認いたしました。私たち消費者も物価高に直面していますので、現状、法令において認められていない労務費や原材料費等でのエスカレーションの反映が今後どう扱われていくかについては、非常に大きな関心を持っております。

今後の議論に当たってのお願いとなりますけれども、暮らしに身近な食料品や日用品の相次ぐ値上げの理由として、事業者からは総じて、企業努力では吸収できなくなったという話がされます。電気料金への影響が大きい託送料金においても、労務費や材料費のコスト上昇に対して、この間どのような企業努力を行ったのかを公表していただき、その結果として、第2規制期間まで持ちこたえられないのか、または持ちこたえられるのか、緊急の支援が必要なのかどうか、事業者の皆様からの適切な説明をいただきたいと思っています。また、個社ごとのトータルでの概算に加えて、特に影響が顕著な案件も取り出して丁寧に説明いただくことで、事業の実態への理解が進むというふうに思っております。

電気料金への政府補助も再開が検討されているという報道を耳にしますし、消費者が電気料金の値上がりに対してはとても敏感になっています。今回調査の対象となったのは2023年度ですけれども、2024年度はさらに状況は変化しているというか悪化していると思像しますので、事務局の御提案のように、さらにある程度期間を設けていただいて深掘りした調査を行っていただくことと、先ほど華表委員の御発言にもありましたけれども、消費者物価指数とか事業者物価指数とか法的な指標等も併せて活用していただいて、より公正で精度の高い価格上昇の影響評価としていただければというふうに思っております。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次は松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。発言します。

まず、華表委員がおっしゃったこと、全くそのとおりだと思います。同意見です。

次に、そもそも今回の分析は、可能な限りで精緻なことをしていただいたと思っているので、とてもありがたいものなのですが、何の目的でこれをしたのかが、私はちょっと正直よく分かっていないのです。まず、華表委員も御指摘になったとおり、第2規制期間に向けてある種の調整をどう設計するのかということを考える際の基礎資料になる点は、よく理解できます。第2規制期間にはどのようなやり方をするのかは別として、ある種の物価変動、金利なども含めてだと思いますが、ある種の価格の変動要因について一定の対応

をするのは、既定路線だと思っています。

具体的にどのようなやり方をするのかということを今後検討していく。そのために実態がどうなっているのかというのを知っておかないと、設計も難しいという面もあるのだと思います。そのときに、やり方としては幾つかのやり方というのがあると思うのですが、申請する段階で、その後、足元はこのコスト水準だけど5年間の間にこう上がりそうという予測を最初から織り込むということと、実際にその価格の変動というのが予想したものと乖離するということは当然あり得るので、その乖離の部分というのを、ある意味で事後的にというか自動的になのかもしれませんが、いろいろなやり方があり得ると思いますが、調整するというのと両方。どっちかということではなく組み合わせることも可能だと思いますので、そういう制度を設計していくのだらうと思います。そういうことを念頭に置きながら、今何を知っておくべきなのか、実際のデータで知っておくべきなのかというのを考えていくということが重要な点なのだらうと思います。

その意味でいうと、まさに華表委員が御指摘になったとおり、具体的な各社の調達コストがこれだけ上がったから調整して上げますなんていう発想って、ほぼほぼあり得ないと思っています。私たちが身近な価格の調整なら、例えば小売料金の燃料費調整制度のようなものを思い浮かべれば良いと思うのですが、あれは各社の調達価格が上がったらそれ以上上がるという構造にはなっていて、ある種の係数を定めるときには各社の構造というのを前提とするのだけれども、実際の燃料価格の変動は全日本平均だとかという格好で、その会社の調達努力がダイレクトに反映するようなものではなく、華表委員の言葉を使えばマクロ的、ある種の指標性のあるような、ある種の客観的な数値を使って調整することに最終的になるはずなので、各社の個別のところを、今やっていただいたのはいいと思いますが、これよりもさらに精査するというのは、そういう目的からすると一体何のためにするのかというのがいま一つよく分かっていません。事業者にさらに精緻なものをやれというときには、なぜ必要なのかをもう少し明らかにしないと、御苦勞をおかけするのに生かせなかったなどということになりかねないので、その点は整理が必要だと思います。

長く話し過ぎていますが、いずれにせよ、ある種の客観的な指標、賃金だったとすれば例えば建設労務単価の変化率だとか、そういうような類いのものを見る格好になると思います。精緻に見ろといったのは、きっと係数の部分とかウェートの部分、指数は変化するのだらうけれども、どのウェートで掛けるのかということについて精緻化したいというようなことは、ひょっとしたらあったのかもしれませんが、それに資するような要請と

を事業者にするべきなのではないかと思います。

さらに、今回もう一つすごく大きな値が出てきた事実を見れば、しかも初年度なので、恐らくこの5年間の影響で見ると、だんだん大きくなると思います。そうすると、第2規制期間で調整を入れるのが既定路線だとしても、第1規制期間はこのままで大丈夫なのかという点については、考える必要が出てくるかもしれない。これについては既定路線ではなく、そもそもやるかどうか自体が議論になり得るのだと思いますが、これだけ大きなインパクトが出てきたということを前提として議論していくのだろうと思います。その意味で今回出してくださったものは、ある種の推計が入っているとはいえ、初年度だけでもこんなに大きなインパクトが出てきたことを確認したことは意味があったと思います。

いずれにせよ、第1規制期に適用するとすれば、これは明らかに遡及適用ということになるので、多くの委員が遡及適用に対して極めて慎重というか極めて抑制的だということを考えれば、抑制的な意見がかなり出てくるのは自然な姿だと思います。一方私自身は、ある種の遡及適用でも、社会的に本当に必要なものであればやるべきだと常々発言しているので、この文脈でも、もし本当に必要なのであれば、考えることはこの委員会でもしなければいけないと思います。

今回の資料は、完全に正確でなくても相当に大きなインパクトがあったというようなことを示したという意味では、とても意味のある資料だったと思っています。しかしそのときにも、しつこいようですが、仮に遡及適用としても、実態に調達したコストがこれだけ上がったからそれを補てんするということはある程度得ない。それは第2規制期間の調整と同じ理屈。ある種の指標性のあるものを参照し、その上昇分で真にやむを得ないものが上限になって、それで調整される格好になると思います。仮にこれからいろいろなことの精査を要求していくのだとすると、その出も見据えた上で要請していくべきかと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次は新家委員、どうぞ発言ください。

○新家委員 ありがとうございます。新家です。本日は、事務局の皆様、送配電網協議会の皆様、御説明ありがとうございました。

私もおおむね、もう既に御発言いただいている委員の皆さんと大枠としては同意見ということになりますが、まずは今回の、かなりの労力もかかったと思うのですが、できるだ

けエスカレ影響を抽出しようということでの実態把握につなげていただいたという点は、非常に意義のあるものだというふうに感じています。

事務局の皆さんにまとめていただいた最後の今後の方向性、これについても大きな異論はないということですが、24年度の期中評価でさらに統一化・精緻化を図っていくことが、先ほど松村先生からも御指摘があったとおり、今後の制度の議論にどう生かされるのかどうか。そういった将来必要となるであろう制度の形も意識しながら、期中評価においてより統一化・精緻化というところの作業を進めたほうが、より意義があるんじゃないかなというふうに感じています。

制度の方向性というのはこれから議論ということになると思いますけれども、冒頭、華表委員におっしゃっていただいたとおり、客観指標である程度その対象となる費目を決めて、できるだけ簡素かつ客観的に見た指標で説明できる範囲内でやるというのが大枠の方向性ではないかなというふうに私自身も思っています。ですから、今回の作業のような非常に個別の原価を査定しているような色彩のあるような要素で個別要因を取り上げるということでは恐らくないのかなというふうに感じていますので、そういう意味でいうと、より精緻化する作業がそういった制度の将来像を見据えながらどう生かされていくのか、その関連性を意識しながら24年度の期中評価を進めていくのがいいのではないかなというふうに思っています。

私自身、このエスカレ影響というのは、電力会社そのものの経営環境や資金調達環境、今非常に逼迫した状況を考慮しますと、できるだけ喫緊に対処すべき制度議論の一つだという問題認識は変わりませんが、できるだけもう少し、より実態把握が必要だということであれば、そういう方向で議論を進めていただく形でいいのかなというふうに感じていますし、より今後、緊急性を伴うものなのかどうかというのを考える場合に、電力会社の送配電部門の実際の事業環境がどのぐらい数字上悪化しているのかというものの説明が必要なんじゃないかなというふうに感じています。

なので、最後に1点、質問のような形になりますけれども、送配協さんの資料の13ページで表示しています第1規制期間を通じた状況として、労務費単価の上昇等で想定上の事業報酬に対して毀損されるようなイメージ図がありますけれども、これをこのイメージ図ではなくて、今回かなりエスカレ影響を抽出した数字も出てきているわけですから、それも生かしながら、実際23年度、そしてもうすぐ出てくる24年度の送配電部門の会計上の利益をスタートに、どのぐらいこういう影響で本来取るべき事業報酬に対して損益が悪

化しているのか、そういったところを各社の定量データでお示ししていくということも必要なんじゃないかなと。そういったことを通じて事態の緊迫性というか緊急性というのをはかっていく、ないしはモニタリングしていくことも重要なというふうに感じています。

実際、世の中に出ている23年度の送配電部門の利益や一部の電力会社が公表している送配電部門の24年度の業績見通しというのは、結構相応な黒字額を確保しているような状態に一旦はなっていますので、そういったところからいろいろな要素を、一時的な要因などを控除して、実際、エスカレ影響で実態損益としてどのぐらい毀損している部分があるのか、こういったところもぜひモニタリングできるような形で送配協さんのほうから御開陳いただけるようになるといいのかなと思っていますので、その点、もし御検討が可能かどうか御認識をいただければと思っています。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。送配協への質問も含めて、後ほどコメントしていただくことにしたいと思います。

それでは、次、大橋委員、どうぞ御発言ください。

○大橋委員 ありがとうございます。それぞれの資料についてコメントしますが、まず資料3-1についてですけれども、労務費単価とか物価上昇の影響ということに関して、物品需給の逼迫とか担い手不足等の影響が入ってしまうという論点があったと思うのですが、これ多分切り分けることってできないんじゃないかなと。入ってしまうことというのは避けられないんじゃないかなというふうな気がしますので、ここの辺り、ちょっと精緻化というのも相当程度制約があるので、ここというのはある程度割り切りはやっていかないといけないのかなというのがコメントの1つです。

2点目は、算定困難な項目というところの言及があったのですが、その額によると思いますが、算定できないから無視していいという項目でもないのかなと思いますので、額の大きさによっては、これもまたある程度の思い切りが必要だと思いますけれども、しっかり検討をしていかなきゃいけない点なのかなと思います。これが資料3-1に対するコメントです。

3-2に関してですけれども、これも2点ありますが、まず1点目、個社の設定数値に差異がある点ですけれども、会社に応じて調達方法が違う。どの程度委託に出すかというふうなことだと思いますけれども、そういったことを含めてだと思いますが、そうしたことの合理性が地域性などに基づくある種解釈の合理性の判断の範囲で可能であるとするな

らば、設定数値に違いがあることは必ずしも問題だとも言い難いのかなと思います。基準化することで査定がやりやすいという観点は分かりますので、それが各社の現場においてどういう意味があるのかということを御説明いただけるといいのかなというふうに思います

2点目は、価格の上昇の影響が既に顕在化をしていて、一定程度無視し得ないということだとすれば、今の官民の調達の方考え方に照らせば、価格の上昇を現時点の第1規制期間において反映するというのも特段違和感はないのかなと思います。考え方ですけれども、土木とかその他の手法は既にやられていますので、そういうところを参照するというのも一つ考えられるのかなと思いますけれども、地域性のある指標というのがもしあるのであれば、そうしたのも使いながら使用する指標について検討するということなのかなというふうには思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

次は、川合委員、どうぞ。

○川合委員 ありがとうございます。送配電網協議会の方、事務局の方、いろいろ丁寧な御説明ありがとうございました。

私も華表委員や松村委員の意見と同じだと思っています。ただ、今回行った作業そのものについては、いろいろな意味があったと思うのですが、その作業を行うことの限界、そういう努力をしても結局分からないことがあるということは、そういうことが分かったこと自体が意味のあったのかなというふうに思っています。

今、大橋先生がおっしゃっていたとおり、各社が資材を調達するといっても材料費や工事費も一体で調達するのか、あるいは自分で内製化した作業をして、さらに調達の方法も工事と資材とは別に調達するのかなど、調達方法によってかなりの差が出てくるのだろかなというのはよく分かります。今回こういう作業をやったことの意味というのは、他方で各社がそれぞれの同じような基準でそれをやってみて、数年間見て、何年やるかはともかくとして、その傾向が例えば今後、先ほど華表先生や松村先生がおっしゃっていたとおり、いろいろな指標、マクロの指標という形でも結構だと思うのですが、そういう指標で代替してもおかしくないんだということを確認するためには意味があるのだろかなというふうには思っています。

いずれにしても、欧米などで使っているレベニューキャップのときに、エスカレ条項に

使うときにはいろいろと一般の消費者物価指数とかそういうものを使っているというふう
に理解していますので、そういうものを使うというのは個別の会社ごとのコスト上昇を見
るのではないという、松村先生がおっしゃっていたとおりでと思いますけれども、そのか
わりに使うものとしては消費者物価指数等々使うのだけれども、他方で、それを使ったこ
とがそんなに不当でもないということは、一応確認するためだけは意味がある。使い方と
しては、そのコスト上昇が低いのに何でこんなに高い物価指数の上昇に従わなきゃいけ
ないのだ、みたいな形で議論は使われていくのかなというふうには思っています。

いずれにしても、ほかに公共調達などでは物価スライド条項というふうにしたしか言う
と思いますけれども、鉄鋼だとか幾つかの製品、セメントとかそういうものの上昇は建設工
事等で反映させるというふうな条項が入ってきていると思っています。そういうこともあ
るので、何らかの形で少し使える、どういう指数を使うのが適切なのかということも今後
考えていくというのは大切だと思っています。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次は関口委員、どうぞ御発言ください。

○関口委員 ありがとうございます。送配電網協議会の皆様、そして事務局の皆様、詳
細な資料の作成並びに丁寧な説明、ありがとうございました。

私も、皆様とおおむね同じ意見を持っております。これだけエスカレの影響というのが
大きくなっているということが今回の調査で明らかになったという点では、非常によかつ
たと思っております。事業会社様の総力をかけて作られた資料かなというふうに思ってお
ります。ただ、資料を作る中で様々な仮定を置く、各事業会社の置かれた状況も違う中で
の調達というところでの仮定を置く中で、非常に足並みをそろえる精緻化するというのは、
これ以上は限界というのもあるところかなというふうに思っております。

実際に規制期間においてエスカレ影響をレベニューのほうに反映させていくというのは
もはや既定路線かとは思いますが、その際には各社の積み上げによる実績のコスト上昇を
入れるのではなくて、何らかのマクロ的な数値。3-1の資料の4ページ目にもございま
すように、今回の上昇率と関連する市況との比較ということで3つの指標を並べられてお
りますけれども、何らか世の中に存在するマクロ指標をベースに、エスカレ影響を仮定と
して組み込んでいかれるのがいいのかなというふうに思っております。そして、その仮定
と振り返ったときの実績に差が生じていて、その差額が無視し得ない場合には、それにつ

いて調整を入れるということがあってもいいのかなというふうに思っております。

また、第1規制期間におきましても、当初エスカレを入れないというふうに決めたということではございますが、これだけ初年度、2023年度で大きな影響になっていて、まだ残り、後ろにいくほどエスカレ影響が大きくなるということが見えているところでございますので、規制期間につきましても遡及して調整を入れるということがあってもよいのかなというふうに思っております。その辺り、御検討いただければと思います。

以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、次は、村松委員どうぞ。

○村松委員 村松です。御説明ありがとうございます。ここまでの分析並びに事務局の方々のヒアリング、十分お時間かけてくださったこととっております。どうもありがとうございます。

もう既に皆様おっしゃっていただいていることとほぼほぼ同じなのですけれども、私の意見を述べさせていただきます。

今回期中評価を行って、実施目的をもう一回振り返ってみたのですけれども、必要な投資を確保するということと第2規制期間へ向けた課題の検討という、この2点が重視されるべきではないかとっております。既に物価上昇の影響が事業環境の中で生じていて、業績並びに事業継続に対して大きなインパクトを与えることは、誰もが異論のないところだと思います。第2規制期間に向けた課題検討並びに第1規制期間においても、場合によっては料金算定の中に取り上げることも考慮すべきではないかと考えております。

そこを出発点としながらも料金に反映する、すなわち託送料金として国民の皆様にご負担いただくということになりますと、合理性ですとか、どうやってその金額を算定したのかという納得感がどうしても必要になってくると思っております。そうしたときに、今回再算定をされた結果、随分最初の金額と差が出てきてしまっているの、初回のときと再算定の結果だけを見ると、何か恣意性があるのではと見えてしまう。よく知らない人には、そのように見えてしまうおそれはあると思うんですね。だからこそ、送配協が算定結果を集計されたものに対して事務局から個別の指摘事項があったのだと思っております。ここは合理性、納得感が得られるよう国民の皆様にきちんと説明ができるようにする。そのために、恣意性の排除という観点で事業者による計算方法の平仄が合っているのかとか、多くの取引の集合体からサンプルとして抽出したものが全体を代表するものなのか、代表件

名の選定基準というのは適当なのかという点、またサンプル件数やカバレッジも統計的な水準までは求めていると思うのですが、1件というわけにはいかないと思うので、それなりの件数をとった点など、考慮が必要な部分とも思っております。

その結果算定された実績を代替するマクロの指標を使うということがあっても、それは、私は合理的な説明がつく範囲であれば全く問題ないと思っております。そのために必要なプロセスを積み上げていくということだと思いますし、どうやってもできないものはできないということがありましたら、そこは合理的な説明を拾い上げていただければと思っております。

今まで皆様からお話ありましたように、事業者の方に過度な負担を強いるつもりは全くないです。ただ、ここの専門会合の場で協議された結果が国民の皆様の料金負担という形になるときに、十分な検討を尽くしたもののなのか、納得感が得られるのかという観点は必要だと思いますので、今回そういった観点で意見を述べさせていただきました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかに御発言の御希望ありますか。今、私どもでは村松委員の御発言で終わりという感じですが、よろしゅうございますか。

それでは、質問もございましたので、まず送配電網協議会からコメントいただいて、その後、事務局からのコメントとしたいと思います。

では、送配電網協議会、よろしくお願いいたします。

○高野オブザーバー 送配電網協議会の高野でございます。先ほど御質問いただきました一送各社の経営状況についての説明ということにつきましては、具体的な算定方法など検討は必要でありますけれども、定量的な説明ができるのではないかというふうに思っておりますので、例えば2024年度の期中評価においてお示しできるように、各社とも協力しながらどのようにお示しするかというところは検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、事務局のほうからコメントをお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。様々な御意見・コメントいただきまして、誠にありがとうございました。

幾つかの論点あったと思いますけど、まず今後の進め方のところで、精緻化、平仄の統

合等の作業をどれぐらいやっていくのかというような話等もございました。制度化を見据えて必要十分なものにすべきというような御意見でしたり、企業の過度な負担にならないようにという御意見、それから最終的には切り分けが難しい部分があるので、決めの部分も必要となるというような御意見、ごもっともなコメントかなと思っております。

一方で、まさに電気料金に反映されていくという意味での国民の皆様に向けての納得感の上で、こうした作業も一定程度必要じゃないかというような御意見もありましたし、実際、今回マクロで行っていただいている試算がどれぐらい妥当なのかと。例えば、制度化をする上でこのような指標で代替して合理性があるのかどうか、そういったような検討をする上でも一定の実態の把握というものは進めていく必要があるのかと思っておりますので、そこは、事業者とも調整させていただきつつ、過度な負担にならないといったところは留意しつつ、必要な説明が行っていけるように、必要な実態の把握を行わせていただけるよう、調整して進めていければというふうに思っております。

それから今後の制度化に当たって幾つか御意見もいただいて、指標を用いて客観的に検討していくべきではないかというような御意見も多くいただいたと思っておりますし、事業者の企業努力はどのように行っているかという点ですとか、あと実際の利益との関係を整理してほしい、様々なコメントをいただいたと思っておりますので、そういった点もきちんと説明ができるように、今後、調整をして進めながら検討していきたいと思っております。

また、検討の時期についても、第2規制期間は既定路線というようなコメントもありましたが、第1規制期間で行うべきかどうかといった点もコメントがあったと思いますので、本日のコメントを踏まえまして、事務局としても整理をして今後進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

ということで、実際に試算をしていただいて、いろいろな限界も分かってきたところもあろうかと思うのですが、委員の方からある意味では非常に多様な意見が出たというふうに思っておりますので、今課長もおっしゃっていましたが、それにどういうふうに対応するかということについて、これからまた少し検討していただければというふうに思います。よろしいですか。

ということで、本日の予定していた議事は以上ということになりますので、これ以降の

進行は事務局でお願いしたいと思います。

○黒田NW事業監視課長　山内座長、ありがとうございました。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第65回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——